

令和5年度 「ウッドチェンジ普及促進支援事業」 募集要領

第1 事業の趣旨

二酸化炭素の排出抑制、ゼロカーボンへの取組や「新しい生活様式」による社会の変革期により、国産材（県産材）に対する関心が高まる中、生活用品等をプラスチック・金属製品から木質製品へ転換（チェンジ）する格好の機会と捉え、県産材製品の需要拡大や魅力向上に繋げる取組に補助を行います。

第2 補助の対象となる事業内容

以下の表の取組を対象として募集します。これらの複数の内容にまたがる取組も対象とし、必ず事業期間中に完了してください。

事業区分	事業内容	
1 県産材製品の普及強化	<p>(1) 販路開拓・拡大</p> <p>(2) 新規市場参入</p>	<p>[内容]</p> <p>従来の販路から、県内外・海外等を含めた広域かつ、多くの人の手に渡るような仕組み作り（県産材製品の販路開拓・拡大）に支援します。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域クラフト工房の共同販売会を開催 ・ ICTを活用したオンラインショップの開設 ・ 海外販売サイトへの出品 ・ 2×10材製品の市場調査 <p style="text-align: right;">等</p>
2 県産材製品の魅力向上	<p>(1) 新製品の開発</p> <p>(2) 既存製品の改良 (高付加価値化) (木質製品への転換)</p>	<p>[内容]</p> <p>よりデザイン性や機能性のある既存の木質製品の改良や、暮らしに取り入れやすい県産材製品の新規開発に支援します。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 抗ウイルス性の建築材への改良 ・ 塗装不要化外壁材（高付加価値化） ・ 在宅勤務向け製品の開発 ・ プラスチック・鉄製品でしかなかったものの木質製品化 <p style="text-align: right;">等</p>

第3 事業の対象となる者（事業主体）

民間事業者・団体等（国又は地方公共団体を除く。）とします。

第4 事業実施の期間

補助金の交付を受け事業を実施することができる期間は、補助金交付決定日から事業完了までの期間とし、事業は令和6年2月29日（木）までに完了してください。

第5 補助対象となる経費

補助金の対象となる経費は、事業実施に必要な経費で以下の区分に該当する費用です。なお、対象者によって消費税及び地方消費税は補助対象とならない場合があります。

経費の区分	内 容
賃 金	事業で新たに雇用するアルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
報 償 費	事業の推進を図るために開催する会議や研修等に参加する有識者、講師等の謝金とする。
旅 費	事業対象となる団体等の構成員、技術者、アルバイト、技能者及び会議や研修等に参加する有識者、講師等の旅費とする。
需 用 費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、資料購入費及び修繕料等とする。
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料及び損害保険料等とする。
委 託 料	資料作成、測量・調査・調整、広告出稿料及びコンサルタント等の委託料とする。
使用料及び賃借料	会議室、貨客兼用自動車及び事業用機械器具等の借料及び損料とする。
原材料費	事業に必要な原材料費とする。

※正社員の給与は補助対象外となります。

第6 補助率及び予算額

補助率は補助対象経費の2分の1以内です。

事業の予算額は、1件あたりの補助額は2,000千円を上限とし、採択件数は6件程度を予定しています。ただし、補助金額の合計が予算額に満たない場合、採択件数が増える場合があります。

第7 事業の審査方法と審査基準

1 審査方法

所管する地域振興局に提出いただいた計画書を、林務部県産材利用推進室で採択要件に適合しているかどうかについて書類審査により決定しますが、必要に応じヒアリングを行います。

その後、林務部内に設置する当該事業選定委員会の審査を経て決定をします。

2 審査基準

書類審査では、提出いただく事業計画書（別紙1）に沿った下記の事項について審査等を行います。

（1）事業の内容

- ・事業戦略（顧客ターゲット、対象エリア、規模、価格、販路開拓方法、訴求力等）
- ・必要な技術開発または製品の概要
- ・普及、販売等の計画
- ・事業スケジュール

（2）事業実施条件

- ・デザイン性、機能向上等（高付加価値化）の有効性
- ・普及強化による事業の発展性
- ・ウッドチェンジとのつながり
- ・暮らしへの取り入れやすさ（経済性等）
- ・県産材の利用の確実性、今後の事業の継続性

第8 その他

1 応募受付期間と提出先

令和5年4月24日（月）から令和5年5月26日（金）まで（郵送の場合、当日消印有効）の期間に、当該補助事業計画の対象とする実施区域を管轄する地域振興局林務課へ提出してください。

応募書類は、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

2 応募に必要な書類

以下の書類を正副2部提出してください。なお、提出いただいた書類は返却いたしません。

区 分	内 容
提 出 書 類	(1) 事業実施計画書・事業計画書 ウッドチェンジ普及促進支援事業実施要領（様式） （様式第1号・別紙1） (2) 添付書類 ・見積書その他事業費が確認できる書類 ・事業内容が確認できる仕様書、デザイン案等 ・その他、部長が必要と認める書類

3 事業選定に係るスケジュール（予定）

日 程	内 容
令和5年4月24日（月）	募集開始
令和5年4月24日（月） ～5月26日（金）	募集期間：事業計画書の提出
令和5年6月上旬	提出書類の確認（内容、添付書類の整合性など）
令和5年6月中旬	書類審査、結果通知
令和5年6月中旬～下旬	補助金内示・補助金交付申請受付・（早期着手受付）

4 事業採択後、事務の流れ

段 階	内 容
交 付 申 請	<p>補助事業者は決定通知を受領後、概ね1ヶ月以内に補助金交付申請書を当該地域振興局に提出してください。</p> <p>補助金交付申請に係る提出書類は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書（木材関係事業補助金交付要綱 様式第1号） ・補助要件確認書（ウッドチェンジ普及促進支援事業実施要領 様式第3号）
↓	
書 類 審 査 補助金交付決定	当該地域振興局または県庁において申請書類を審査し、補助金交付決定通知を送付します。（2週間程度）
↓	
事 業 着 手	<p>補助事業者は補助金交付決定を受けた後、速やかに着手してください。</p> <p>事業途中、当該地域振興局で現地調査を行う場合があります。</p> <p>また、概算払いを行うことができます。</p>
↓	
事業の変更	変更がある場合は、変更承認を受けた後、変更申請が必要となります。
↓	
事 業 完 了	<p>事業は令和6年2月29日（木）までに完了してください。</p> <p>期限の延長は可能ですが、延長申請が必要となります。</p>
↓	
実 績 報 告	<p>事業完了後補助事業者は速やかに実績報告書を当該地域振興局に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書（木材関係事業補助金交付要綱 様式第1号） ・事業報告書（ウッドチェンジ普及促進支援事業実施要領 様式第4号）他
↓	
補 助 金 調 査 (現地及び書類)	当該地域振興局の職員が現地に出向き、現地調査及び書類確認を実施します。
↓	
補助金額の確定 補助金の支払い	当該地域振興局長は、実績報告の内容審査を行い、補助金額を確定し、結果を通知します。その後、補助事業者からの補助金請求書を受けて、補助金を支払います。

5 補助金の返還義務

次に該当する場合は、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

- ・偽り又は不正の手段により、補助金の給付を受けたことが判明したとき
- ・補助金を対象事業以外又は対象経費以外に使用したとき
- ・補助を受けた施設等を県知事の許可を受けずに処分したとき

6 その他留意事項

- ・実際の補助金額は、応募書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定しますので、必ずしも応募書類において記載された所要経費額と一致するとは限りません。
- ・本事業は森林環境譲与税を活用しています。開発・改良製品のPRや販路開拓において、森林環境譲与税活用のPRの御協力をお願いします。

第9 書類提出先・問い合わせ先

1 県現地機関（応募書類等の提出先）

地域振興局	担当課	住 所	連絡先(電話)・電子メール
佐 久	林務課	〒385-8533 佐久市跡部 65-1	TEL : 0267-63-3153 sakuchi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
上 田	林務課	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6	TEL : 0268-25-7138 uedachi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
諏 訪	林務課	〒392-8601 諏訪市上川 1 丁目 1644-10	TEL : 0266-57-2920 suwachi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
上伊那	林務課	〒396-8666 伊那市荒井 3497	TEL : 0265-76-6824 kamichi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
南信州	林務課	〒395-0034 飯田市追手町 2 丁目 678	TEL : 0265-53-0424 minamichi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
木 曾	林務課	〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1	TEL : 0264-25-2225 kisoichi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
松 本	林務課	〒390-0852 松本市大字島立 1020	TEL : 0263-40-1928 matsuchi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
北アルプス	林務課	〒398-8602 大町市大町 1058-2	TEL : 0261-23-6522 kitachi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
長 野	林務課	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1	TEL : 026-234-9523 nagachi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
北 信	林務課	〒383-8515 中野市大字壁田 955	TEL : 0269-23-0216 hokuchi-rimmu@pref.nagano.lg.jp

2 県庁（問い合わせ先）

林務部 信州の木活用課 県産材利用推進室	〒380-0935 長野市大字南長野字幅下 692-2	TEL : 026-235-7266 mokuzai@pref.nagano.lg.jp
----------------------------	--------------------------------	---

※ 応募・事業全般に際し、御不明な点がございましたら、お気軽に御相談ください。